# 狩 猟 税

狩猟者の登録を受ける者に対して課税されるもので、鳥獣の保護や狩猟に関する行政の費用に充てられます。

# ● 納める人

狩猟者の登録を受ける者

### ● 納める額

狩猟免許の種類	区 分	納める額
第一種銃猟免許(装薬銃)	県民税の所得割を納める必要のある者ならびにその者の同一 生計配偶者および扶養親族(農業などの従事者を除く。)	16,500円
	上記以外の者	11,000円
網猟免許およびわな猟免許 (銃器以外のはこわな・な げ網など)	県民税の所得割を納める必要のある者ならびにその者の同一 生計配偶者および扶養親族(農業などの従事者を除く。)	8,200円
	上記以外の者	5,500円
第二種銃猟免許(空気銃)	_	5,500円

次の狩猟者の登録については、軽減措置が適用されます(令和11年3月31日までの登録に限ります。)。

- ・ 対象鳥獣捕獲員に係る登録…課税免除
- ・ 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る登録…課税免除
- ・ 狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、許可捕獲等を行った者が受ける登録…税額の1/2を軽減
- 狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、従事者証の交付を受け、許可捕獲等を行った者が受ける 登録…税額の1/2を軽減

#### ● 納税

狩猟者の登録を受けるときに納めます。

# 鉱区税

地下の埋蔵鉱物を採掘するという権利(鉱業権)を与えられていることに 対する負担として課税されるものです。

## ● 納める人

県内に鉱区をもっている鉱業権者

### 納める額

■ 砂鉱を目的としない鉱区 | 試掘鉱区………面積 100 アールごとに 年額 200 円 | 採掘鉱区……面積 100 アールごとに 年額 400 円

ただし、石油または可燃性天然ガスを目的とするものは、上記税率の2/3となります。

### ● 申告と納税

1 申告

納税義務が発生または消滅した日から7日以内に申告します。

2 納税

県から送付される納税通知書により5月に納めます。